

平成 2 2 年

第 3 回市議会定例会 議案第 4 号

函館市国民健康保険条例の一部改正について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 9 月 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和 4 4 年函館市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定中「 7 人」を「 4 人」に改め，同条第 4 号中「 2 人」を「 1 人」に改める。

第 8 条第 2 号中「第 7 2 条の 4 第 1 項の規定による繰入金，法第 7 2 条の 5」を「第 7 2 条の 4」に改める。

附 則

この条例中第 8 条の改正規定は公布の日から，第 2 条の改正規定は平成 2 3 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

国民健康保険運営協議会の委員の定数を改め，および国民健康保険法の一部改正に伴い規定を整備するため